

屋久島の世界遺産管理における地域連絡会議の役割について

1. 管理の枠組みの見直しのポイント

- 日本の遺産管理における全国的な整合性と、屋久島特有の事情とのバランスを踏まえて、地域連絡会議と科学委員会の両方の体制を見直し、各組織（管理機関である行政、地域連絡会議、科学委員会）の役割の明確化を図る。
- 既存の検討の枠組みと遺産管理とを体系的に整理し、限りある人的資源を考慮した管理の効率化を図る。
- 科学委員会については、検討（助言を得る）テーマの明確化を意識し、必要に応じて検討テーマの個別化（WGの設置）を検討する。
- 管理体制の見直しと、遺産管理計画の見直しとの連動性を考慮する。

2. 世界遺産地域連絡会議の役割について

- 他の遺産地域と同様に、構成メンバーに地元関係者を加え、科学委員会による科学的助言を踏まえて、世界遺産管理に係る状況の共有と施策等の合意形成を図る場とする。また、地域の知や経験を活用するために、地元有識者が参画する。管理機関については、原則として機関の長の出席とする。
- 屋久島においては、歴史の古い①屋久島山岳部保全利用協議会（事務局：屋久島町）や②屋久島町エコツーリズム推進協議会（事務局：屋久島町）が、地元関係者から構成され、地域連絡会議と類似の役割を担っている。
しかしながら、横の連携（協議会間での決定事項や検討事項の情報共有、担当者間での情報共有）が必ずしも十分ではなく、合意形成のスキームが不明瞭であることも踏まえつつ、議題や構成メンバーの類似性、会議の効率化の観点からも、将来的には地域連絡会議と他の協議会等との一部機能の統合や合同開催を検討する。

管理者

環境省
九州地方環境事務所

林野庁
九州森林管理局

文化庁

鹿児島県

屋久島町

地域との連絡調整・合意形成

科学的知見に基づく順応的管理のための助言・評価

地域連絡会議

- ・環境省（九州）、林野庁（九州）、鹿児島県、屋久島町
- ・地元有識者、地元関係者（財団、観光協会、ガイド部会等）

科学委員会

（専門家から構成、管理者が事務局）

連携・調整
（将来的な組織の統合も）

R3-4年度
管理計画改訂作業部会（仮）
（1～2ヶ年）

ヤクシカWG

高層湿原保全対策検討会

屋久島学ソサエティ

地域社会と研究者が協働して互いに学びあい、地域社会のために具体的に活かしていくことを目指す場。「知のプラットフォーム」

★主な既存の協議の枠組み／組織

・屋久島エコツーリズム推進協議会

屋久島町が事務局。ガイド制度をはじめ、エコツーリズム推進法に関する制度等に関する総合的な検討の場

- －屋久島ガイド登録認定制度運営部会
- －屋久島町エコツーリズム全体構想策定部会
- －ウミガメ専門部会

・屋久島山岳部利用のあり方検討会（R3年度終了）

環境省が事務局。地域関係者・有識者も参画し、山岳部の適正利用ビジョン、利用体験ランク等を議論

・屋久島山岳部保全利用協議会

屋久島町が事務局。マイカー規制、協力金制度の運用を担うほか、山岳トイレ問題や上記制度のあり方等、山岳利用の統合的な検討・合意形成の場

- －協力金制度検討部会

(改定案)

屋久島世界遺産地域連絡会議会則

制 定：平成 7年 9月28日

最終改正：令和 元年11月27日

(名称)

第1条 この会議は、屋久島世界遺産地域連絡会議（以下「会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 会議は、世界遺産一覧表に登録された屋久島の適正な保全管理の推進を図るため、関係機関相互の連絡調整を行うことを目的とする。

(組織構成)

第3条 会議は次別紙に掲げる機関・団体を以て組織構成する。

九州地方環境事務所

九州森林管理局

鹿児島県

鹿児島県教育委員会

屋久島町

なお、必要に応じて、その他の関係機関・団体等を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(会議協議事項)

第4条 会議は、第2条の目的を達成するため、次の事項を協議・調整する。

- (1) 関係機関の保全管理施策の実施に係る必要な協力の推進等所要の事項。
- (2) 管理計画に関する事項。
- (3) その他、保全管理の円滑な実施の推進に係る内容で会議において必要と認められた事項。

(幹事)

第5条 会議に幹事をおく。

- (1) 幹事は、次の者をあてる。

九州地方環境事務所 国立公園課長

九州森林管理局計画保全部 計画課長

鹿児島県環境林務部 自然保護課長

PR・観光戦略部 観光課長

教育庁 文化財課長

熊毛支庁屋久島事務所 総務企画課長

屋久島町 観光まちづくり課長

- (2) 幹事は、会議の運営を円滑に進めるため、必要に応じ幹事会を開催するほか、関係機関・団体等の連絡調整にあたる。
- (3) 幹事会の開催に当たっては、第3条なお書きの規定を準用することができるものとする。

(事務局)

第6条 事務局は、九州地方環境事務所、九州森林管理局の持ち回りとする。

(会議の開催・運営)

第7条 会議は、幹事が協議し、必要に応じて開催する。また、必要に応じて部会を設置することができる。

第8条 この会則に定めるほか、会議の運営に関し必要な事項は幹事が協議して定める。

(付則)

この会則は、平成 7 年 9 月 28 日から施行する。
この会則は、平成 8 年 7 月 25 日から施行する。
この会則は、平成 11 年 8 月 31 日から施行する。
この会則は、平成 12 年 10 月 5 日から施行する。
この会則は、平成 13 年 4 月 24 日から施行する。
この会則は、平成 14 年 10 月 23 日から施行する。
この会則は、平成 17 年 10 月 13 日から施行する。
この会則は、平成 20 年 10 月 15 日から施行する。
この会則は、平成 21 年 11 月 10 日から施行する。
この会則は、平成 22 年 11 月 25 日から施行する。
この会則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
この会則は、平成 27 年 4 月 10 日から施行する。
この会則は、令和 元年 11 月 27 日から施行する。
この会則は、令和 2 年 ●月 ●日から施行する。

別紙

屋久島世界遺産地域連絡会議 構成機関・団体一覧

管理機関

九州地方環境事務所

九州森林管理局

鹿児島県

鹿児島県教育委員会

屋久島町

地元関係機関・団体

公益財団法人屋久島環境文化財団

屋久島レクリエーションの森保護管理協議会

屋久島町議会

屋久島観光協会

屋久島観光協会ガイド部会

オブザーバー

屋久島世界遺産地域科学委員会委員長

(案)

屋久島世界遺産地域連絡会議
世界遺産地域管理計画改定作業部会の設置について

1. 目的

屋久島世界遺産地域を包括的に管理するにあたっての上位計画である世界遺産地域管理計画（以下「管理計画」という。）については、2012年10月に改訂してから10年近くが経過しており、遺産管理にかかる科学的知見の蓄積や、遺産地域を取り巻く社会状況の変化を踏まえて、改定を検討する時期を迎えている。また、2023年には、屋久島の世界遺産登録から30年を迎えるが、将来にわたって資産を適正に保管理していくためには、関係行政機関や科学者だけでなく、地元住民や地元関係者が世界遺産地域を自分たちのものとしてとらえ、その管理に積極的に関わってもらうことが理想である。

以上のことから、「地域の主体性」と「協働」の視点を重視して、世界遺産地域連絡会議下に世界遺産地域管理計画改定作業部会（以下「作業部会」という。）を設置し、科学委員会等の助言を受けながら、管理計画の改訂作業を進めていく。

2. 検討事項

- ・管理計画改定にかかる事項（特に、地域との連携・協働、自然の適正な利用、環境教育にかかる事項を中心とする）
 - ・管理計画に関係するその他計画との調整にかかる事項
- ※科学的内容に関しては、科学委員会の助言を受けることとする

3. 構成員

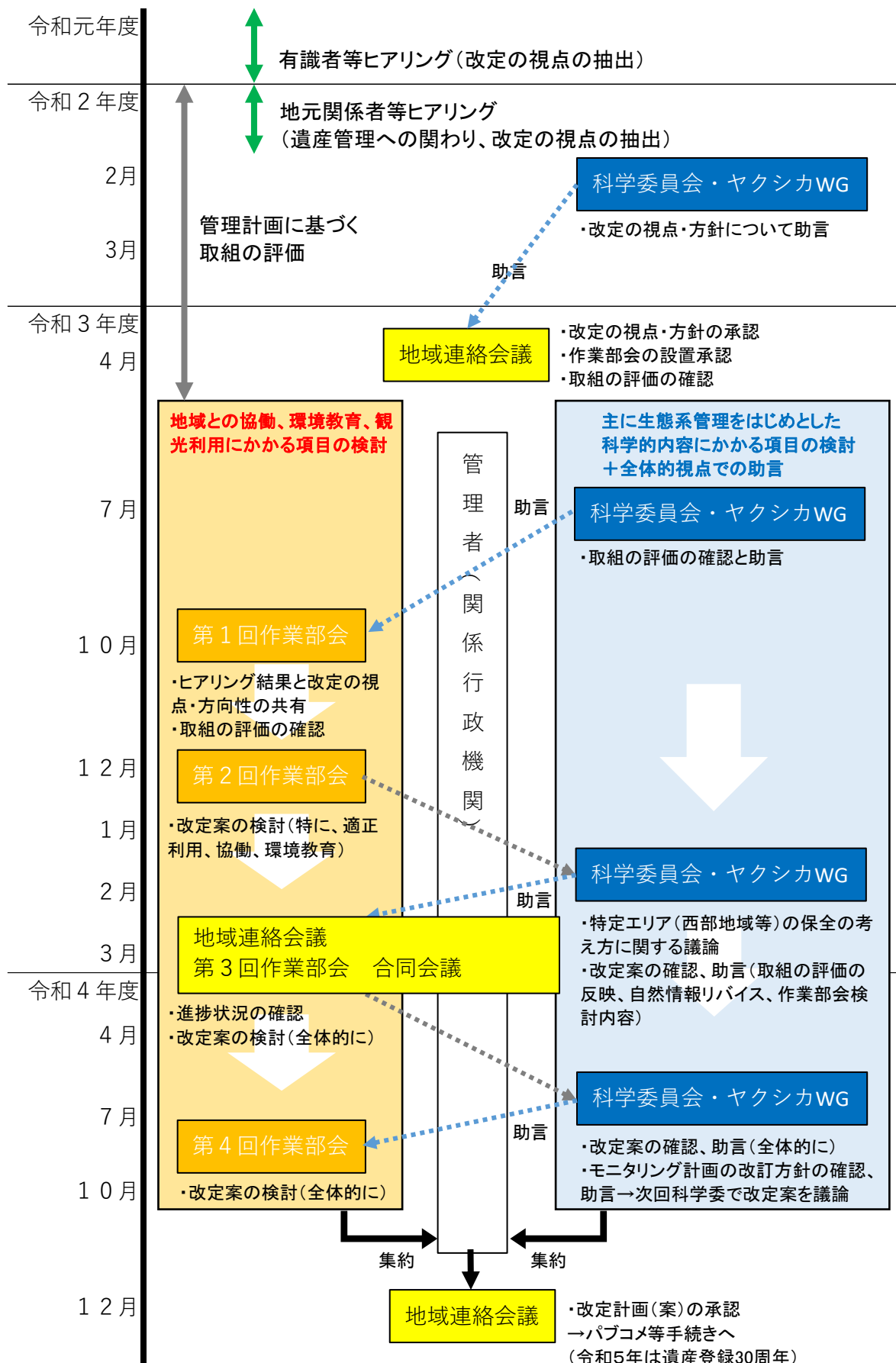
<管理機関>

九州地方環境事務所（国立公園課長）
九州森林管理局（計画課長）
鹿児島県（自然保護課長、観光課長、熊毛支庁屋久島事務所総務企画課長）
鹿児島県教育委員会（文化財課長）
屋久島町（観光まちづくり課長）

<地元関係機関・団体>

公益財団法人屋久島環境文化財団（事務局長）
屋久島レクリエーションの森保護管理協議会（事務局長）
屋久島町議会
公益社団法人屋久島観光協会（事務局長）
公益社団法人屋久島観光協会ガイド部会（ガイド部会長）

屋久島世界遺産地域管理計画改定作業のフロー（イメージ）



※あくまでもイメージであり、実際の検討内容やスケジュールは、議論の内容や状況に応じて柔軟に設定する。